

随意契約の報告及び公表

(平成28年度)

件名	随意契約担当課名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項
褥瘡支援システム機能追加	盛岡赤十字病院	H28.3.4	日本電気株式会社	1,053,000 円	契約の目的物件が特定の者でなければ納入する事ができないものであるに該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
	事務部 管財課		盛岡市中央通二丁目2番5号			
H28診療報酬改定に伴うプログラム改修	盛岡赤十字病院	H28.4.30	日本電気株式会社	1,944,000 円	契約の目的物件が特定の者でなければ納入する事ができないものであるに該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
	事務部 管財課		盛岡市中央通二丁目2番5号			
TEC6気化器デスフルラン2台	盛岡赤十字病院	H28.10.11	丸木医科器械(株)	1,814,400 円	契約にかかる予定価格が少額である場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
	事務部 管財課		紫波郡矢巾町大字広宮沢5-39			
請求書・領収書様式変更(システム)	盛岡赤十字病院	H28.7.28	日本電気株式会社	2,970,000 円	契約の目的物件が特定の者でなければ納入する事ができないものであるに該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
	事務部 管財課		盛岡市中央通二丁目2番5号			
超音波診断装置1台	盛岡赤十字病院	H29.1.6	共立医科器械(株)	3,888,000 円	契約の目的物件が特定の者でなければ納入する事ができないものであるに該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
	事務部 管財課		盛岡市愛宕町15番10号			
コードレストリルセット一式	盛岡赤十字病院	H29.1.19	共立医科器械(株)	3,852,144 円	契約の目的物件が特定の者でなければ納入する事ができないものであるに該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
	事務部 管財課		盛岡市愛宕町15番11号			